

(様式2)

国立研究開発法人情報通信研究機構第4期中長期目標変更(案) 新旧対照表

(主務府省:総務省)

改 正 案	現 行
I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (ミッション) 1. (略) 2. 政策体系における機構の位置付けと役割 (ミッション) (略) 加えて、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律(平成28年法律第32号)により、サイバーセキュリティ演習その他の訓練及びIoTの実現に資する新たな電気通信技術の開発等の促進に係る業務が、<u>電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律(平成30年法律第24号)</u>により、パスワード設定等に不備のあるIoT機器の調査に係る業務が機構の業務の範囲に追加された。 (略) 第二に、機構の研究開発成果を最大化するためには、研究開発業務の成果を実用化や標準化、社会実装等に導くための取組が不可欠であることから、社会経済全体のイノベーションの積極的創出につなげるため、テストベッド構築や産学官連携等の強化、標準化活動の推進、国際展開の強化、サイバーセキュリティに関する演習、<u>パスワード設定等に不備のあるIoT機器の調査等</u>に取り組むこと。 (略)	I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (ミッション) 1. (略) 2. 政策体系における機構の位置付けと役割 (ミッション) (略) 加えて、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律(平成28年法律第32号)により、サイバーセキュリティ演習その他の訓練及びIoTの実現に資する新たな電気通信技術の開発等の促進に係る業務が機構の業務の範囲に追加された。 (略) 第二に、機構の研究開発成果を最大化するためには、研究開発業務の成果を実用化や標準化、社会実装等に導くための取組が不可欠であることから、社会経済全体のイノベーションの積極的創出につなげるため、テストベッド構築や産学官連携等の強化、標準化活動の推進、国際展開の強化、サイバーセキュリティに関する演習等に取り組むこと。 (略)

Ⅱ (略)

Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. (略)
2. 研究開発成果を最大化するための業務
 - (1) (略)
 - (2) (略)
 - (3) (略)
 - (4) (略)
 - (5) (略)
 - (6) (略)

(7) パスワード設定等に不備のあるIoT機器の調査

機構は、IoT機器のサイバーセキュリティ対策に貢献するため、国から補助等を受けた場合には、その予算の範囲内で、サイバーセキュリティ戦略（平成30年7月27日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、機構法附則第8条第2項の規定に基づき、機構の有する技術的知見を活用して、パスワード設定等に不備のあるIoT機器の調査及び電気通信事業者への情報提供に関する業務を実施する。その際、総務省や関係機関と連携を図

Ⅱ (略)

Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. (略)
2. 研究開発成果を最大化するための業務
 - (1) 技術実証及び社会実証のためのテストベッド構築
(略)
 - (2) オープンイノベーション創出に向けた産学官連携等の強化
(略)
 - (3) 耐災害 I C Tの実現に向けた取組の推進
(略)
 - (4) 戦略的な標準化活動の推進
(略)
 - (5) 研究開発成果の国際展開の強化
(略)
 - (6) サイバーセキュリティに関する演習
(略)

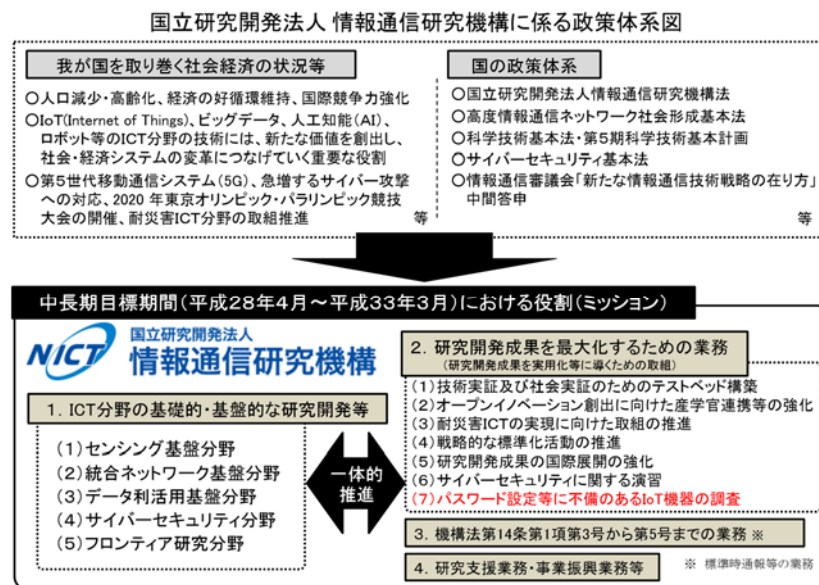
るとともに、本調査の重要性等を踏まえ、情報の安全管理に留意しつつ、
 広範な調査を行うことができるよう配慮する。

3・4 (略)

IV～VI (略)

別紙 1

国立研究開発法人情報通信研究機構に係る政策体系図



別紙 2

国立研究開発法人情報通信研究機構の評価軸等

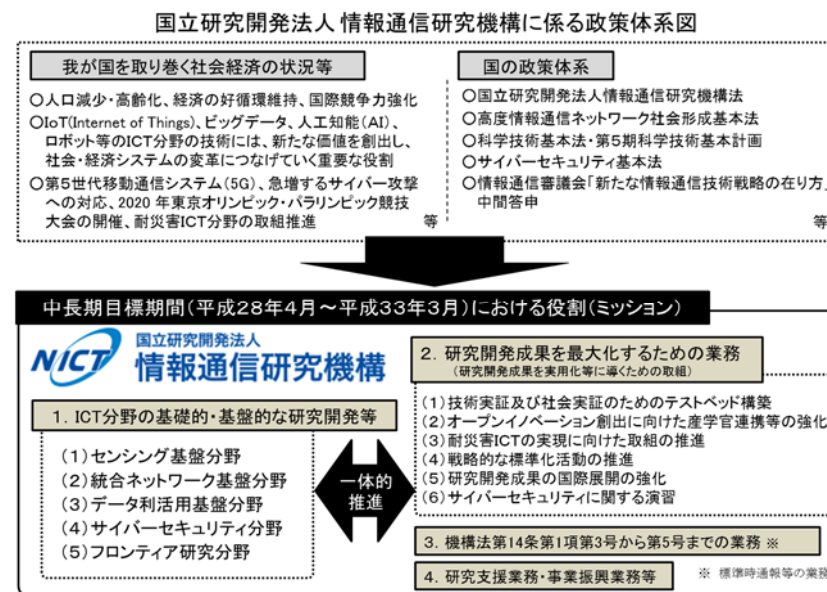
項目	評価軸	指標
1. (略)	(略)	(略)

3・4 (略)

IV～VI (略)

別紙 1

国立研究開発法人情報通信研究機構に係る政策体系図



別紙 2

国立研究開発法人情報通信研究機構の評価軸等

項目	評価軸	指標
1. (略)	(略)	(略)

2. 研究開発成果を最大化するための業務	●ハイレベルな研究開発を行うためのテストベッドが構築されているか。 ●機構内外の利用者にとりテストベッドが有益な技術実証・社会実証につながっているか。 ●取組がオープンイノベーション創出につながっているか。 ●取組が耐災害 I C T 分野の産学官連携につながっているか。 ●取組が標準化につながっているか。 ●取組が研究開発成果の国際的普及や日本企業の国際競争力強化につながっているか。 ●取組が最新のサイバー攻撃に対応できるものとして適切に実施されたか。 ●取組がIoT機器のサイバーセキュリティ対策の環境として計画に従って着実に実施されたか。	●研究開発成果を最大化するための取組成果（評価指標） ●機構内外によるテストベッドの利用結果（評価指標） ●機構内外によるテストベッドの利用件数（モニタリング指標） ●産学官連携等の活動状況（評価指標） ●標準や国内制度の成立寄与状況（評価指標） ●標準化や国内制度の寄与件数（モニタリング指標） ●国際展開の活動状況（評価指標） ●演習の実施回数又は参加人数（モニタリング指標） ●調査したIoT機器数（モニタリング指標） ●IoT機器調査に関する業務の実施状況（評価指標） 等
3. (略)	(略)	(略)

2. 研究開発成果を最大化するための業務	●ハイレベルな研究開発を行うためのテストベッドが構築されているか。 ●機構内外の利用者にとりテストベッドが有益な技術実証・社会実証につながっているか。 ●取組がオープンイノベーション創出につながっているか。 ●取組が耐災害 I C T 分野の産学官連携につながっているか。 ●取組が標準化につながっているか。 ●取組が研究開発成果の国際的普及や日本企業の国際競争力強化につながっているか。 ●取組が最新のサイバー攻撃に対応できるものとして適切に実施されたか。	●研究開発成果を最大化するための取組成果（評価指標） ●機構内外によるテストベッドの利用結果（評価指標） ●機構内外によるテストベッドの利用件数（モニタリング指標） ●産学官連携等の活動状況（評価指標） ●標準や国内制度の成立寄与状況（評価指標） ●標準化や国内制度の寄与件数（モニタリング指標） ●国際展開の活動状況（評価指標） ●演習の実施回数又は参加人数（モニタリング指標） 等
3. (略)	(略)	(略)

第４期中期目標 新旧対照表（案）

※下線は記載ぶりに変更のある部分

第４期中期目標（改正案）	第４期中期目標（現行）
国土交通大臣は、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２９条第１項の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。 １．政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション） 我が国が直面する人口急減、少子化、超高齢化という大きな課題に対し、国内の地域間、国内と海外との間におけるヒト、モノ等の「対流」の促進により次世代へと豊かな暮らしをつないでいくことは極めて重要である。 機構は、特殊法人等改革の一環として、前身の日本鉄道建設公団と運輸施設整備事業団の統合により、平成１５年１０月に新たに独立行政法人として発足した機関であり、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を行っている。 これらの業務の実施においては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定）等を踏まえ、中期目標管理法として国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、「交通政策基本計画」（平成２７年２月１３日閣議決定）、「総合物流施策大綱」（平成２９年７月２８日閣議決定）等における公共交通に関する政府方針及び「<u>未来投資戦</u>	国土交通大臣は、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２９条第１項の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。 １．政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション） 我が国が直面する人口急減、少子化、超高齢化という大きな課題に対し、国内の地域間、国内と海外との間におけるヒト、モノ等の「対流」の促進により次世代へと豊かな暮らしをつないでいくことは極めて重要である。 機構は、特殊法人等改革の一環として、前身の日本鉄道建設公団と運輸施設整備事業団の統合により、平成１５年１０月に新たに独立行政法人として発足した機関であり、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を行っている。 これらの業務の実施においては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定）等を踏まえ、中期目標管理法として国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、「交通政策基本計画」（平成２７年２月１３日閣議決定）、「総合物流施策大綱」（平成２９年７月２８日閣議決定）等における公共交通に関する政府方針を実現すべく、適切に

第４期中期目標（改正案）	第４期中期目標（現行）
<u>略２０１８」（平成３０年６月１５日閣議決定）等におけるインフラシステム輸出の拡大に関する政府方針</u>を実現すべく、適切に遂行しているところである。 機構の担う役割は、上記の政府方針の実現に向けて、機構の有する高度な技術力や専門性を活かし、独立行政法人通則法第２条の趣旨も踏まえ、民間企業等との適切な役割分担に留意しながら、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を図り、国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することである。 （別添）政策体系図 ２．（略） ３．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成２７年５月２５日改定）における「一定の事業等のまとめ」は、本章中の（１）鉄道建設等業務、（２）鉄道助成業務等、（３）船舶共有建造等業務、（４）地域公共交通出資業務等、（５）特例業務（国鉄清算業務）とする。各業務については、関係機関と十分な連携を図りながら、以下の通り各業務を遂行する。 （１）鉄道建設等業務 機構は、公的資金による鉄道建設事業を行っており、これを実現するため、調査・計画の作成から地方公共団体等関係機関との円滑な協議・調整、用地取得交渉、各種構造物の設計・施工までの業務	遂行しているところである。 機構の担う役割は、上記の政府方針の実現に向けて、機構の有する高度な技術力や専門性を活かし、独立行政法人通則法第２条の趣旨も踏まえ、民間企業等との適切な役割分担に留意しながら、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を図り、国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することである。 （別添）政策体系図 ２．（略） ３．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成２７年５月２５日改定）における「一定の事業等のまとめ」は、本章中の（１）鉄道建設等業務、（２）鉄道助成業務等、（３）船舶共有建造等業務、（４）地域公共交通出資業務等、（５）特例業務（国鉄清算業務）とする。各業務については、関係機関と十分な連携を図りながら、以下の通り各業務を遂行する。 （１）鉄道建設等業務 機構は、公的資金による鉄道建設事業を行っており、これを実現するため、調査・計画の作成から地方公共団体等関係機関との円滑な協議・調整、用地取得交渉、各種構造物の設計・施工までの業務

第4期中期目標（改正案）	第4期中期目標（現行）
を一貫して実施するなど、鉄道建設業務に関する総合的なマネジメントを行える我が国唯一の公的な整備主体である。このため、良質な鉄道を経済的に安全にかつ工期どおりに建設することが重要な目的であるとの認識に基づき、これらの実施に当たっては、環境保全、都市計画との整合等鉄道建設に関わる課題へ適切に対応するとともに、技術力の向上、技術開発の推進と公表、工事コストの縮減、適切な事業費の設定及び管理を通じた鉄道建設の業務の質の確保を図りつつ、整備新幹線の建設、都市鉄道利便増進事業、民鉄線及び受託事業等における所要の業務を推進する。 ①～③ （略） ④我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組み 我が国は鉄道分野について世界に誇れる高い技術力を有しており、<u>機構は、その中で唯一の公的な新幹線建設主体である。機構が有する土木、軌道、電気、機械等に関する同分野の技術力やノウハウ、それらの要素間を全体として調整する機能を広く総合的に活用し、国土交通省の関連施策との連携を図りながら、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、同法第4条の規定に基づき、新幹線鉄道の技術が活用され、又は活用されることが見込まれる海外の高速鉄道に関する事業性等の調査、測量、鉄道構造物や電気、機械設備等の設計、工事管理、試験及び研究（以下「海外高速鉄道調査等」と</u>	を一貫して実施するなど、鉄道建設業務に関する総合的なマネジメントを行える我が国唯一の公的な整備主体である。このため、良質な鉄道を経済的に安全にかつ工期どおりに建設することが重要な目的であるとの認識に基づき、これらの実施に当たっては、環境保全、都市計画との整合等鉄道建設に関わる課題へ適切に対応するとともに、技術力の向上、技術開発の推進と公表、工事コストの縮減、適切な事業費の設定及び管理を通じた鉄道建設の業務の質の確保を図りつつ、整備新幹線の建設、都市鉄道利便増進事業、民鉄線及び受託事業等における所要の業務を推進する。 ①～③ （略） ④我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組み 我が国は鉄道分野について世界に誇れる高い技術力を有しており、その中で唯一の公的な新幹線建設主体である機構が有する同分野の技術力を広く総合的に活用し、国土交通省の関連施策との連携を図りながら、<u>海外の鉄道関係者に対する支援を積極的に推進するとともに、我が国の鉄道システムの海外展開（高速鉄道に係る案件形成及びプロジェクトマネジメントの強化を含む。）</u>に向けた国、関係団体等による取組みに対して、機構の技術力や経験を活用し、専門家の派遣や各国の研修員の受入れ等、積極的に協力を行う。

第4期中期目標（改正案）	第4期中期目標（現行）
<u>いう。）を行い、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図る。その際は、海外高速鉄道調査等の実施が民業圧迫にならないよう配慮するとともに、関係省庁、我が国事業者及び関係公的機関等と相互に連携を図りながら協力するものとする。</u> <u>また、我が国の鉄道システムの海外展開に向けた国、関係団体等による取組みに対して、機構の技術力や経験を活用し、<u>海外への</u>専門家の派遣や各国の研修員の受入れ等、積極的に協力を行う。</u> ＜指標＞ <u>我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外高速鉄道調査等の受注額</u> <u>機構が海外高速鉄道調査等を行った結果参入した我が国事業者による鉄道システムの受注額</u> - 専門家派遣数（前中期目標期間実績：平成25年度から平成28年度までの実績・126人（27カ国）） - 研修員等受入数（前中期目標期間実績：平成25年度から平成28年度までの実績・402人（41カ国）） ⑤ （略） （2）～（5） （略） 4. ～6. （略）	＜指標＞ <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> - 専門家派遣数（前中期目標期間実績：平成25年度から平成28年度までの実績・126人（27カ国）） - 研修員等受入数（前中期目標期間実績：平成25年度から平成28年度までの実績・402人（41カ国）） ⑤ （略） （2）～（5） （略） 4. ～6. （略）

水資源機構 中期目標 新旧対照表（案）

第４期中期目標（変更後）	第４期中期目標（変更前）
1. 政策体系における法人の位置づけ及び役割 （１） 法律・計画・政策体系上の水資源機構の位置づけ 水資源機構（以下「機構」）は、水資源開発促進法（昭和３６年法律第２１７号）に基づき閣議決定された国土交通大臣が指定する水系（以下「水資源開発水系」）において、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行い、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ること（独立行政法人水資源機構法（平成１４年法律第１８２号。以下「機構法」）第４条）を目的とする法人である。 また、機構は、洪水防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む多目的ダム等の河川管理施設である「特定施設」（機構法第２条）の新築・改築・管理を行うこととされている（機構法第１７条）。 <u>さらに、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成３０年法律第４０号）及び同法第３条に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、調査、測量、設計等を行うこととされている。</u> 国の政策体系について、機構との関係は、まず、利水面では、国土交通省における水資源の確保一般、厚生労働省における水道用水の確保、農林水産省における農業用水の確保、経済産業省における工業用水の確保、それぞれについて、機構は実施の役割を担っており、国土交通省の政策体系では「水資源の確保、水源地域活性化等の推進」、厚生労働	1. 政策体系における法人の位置づけ及び役割 （１） 法律・計画・政策体系上の水資源機構の位置づけ 水資源機構（以下「機構」）は、水資源開発促進法（昭和３６年法律第２１７号）に基づき閣議決定された国土交通大臣が指定する水系（以下「水資源開発水系」）において、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行い、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ること（独立行政法人水資源機構法（平成１４年法律第１８２号。以下「機構法」）第４条）を目的とする法人である。 また、機構は、洪水防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む多目的ダム等の河川管理施設である「特定施設」（機構法第２条）の新築・改築・管理を行うこととされている（機構法第１７条）。 国の政策体系について、機構との関係は、まず、利水面では、国土交通省における水資源の確保一般、厚生労働省における水道用水の確保、農林水産省における農業用水の確保、経済産業省における工業用水の確保、それぞれについて、機構は実施の役割を担っており、国土交通省の政策体系では「水資源の確保、水源地域活性化等の推進」、厚生労働

第4期中期目標（変更後）	第4期中期目標（変更前）
省の政策体系では「安全で質が高く災害に強い持続的な水道の確保」、農林水産省の政策体系では「構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進」、経済産業省の政策体系では「産業施設の整備・活用等を通じた地域経済の活性化」の目標が掲げられ、これらの目標の達成に向けて機構の果たす役割が期待されているところである。 また、治水面では、国土交通省の政策体系では「水害の防止・減災の推進」の目標の達成に向けて、機構が担う「特定施設」の新築・改築・管理という役割が期待されているところである。 （２）～（３） （略） ２． （略）	省の政策体系では「安全で質が高く災害に強い持続的な水道の確保」、農林水産省の政策体系では「構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進」、経済産業省の政策体系では「産業施設の整備・活用等を通じた地域経済の活性化」の目標が掲げられ、これらの目標の達成に向けて機構の果たす役割が期待されているところである。 また、治水面では、国土交通省の政策体系では「水害の防止・減災の推進」の目標の達成に向けて、機構が担う「特定施設」の新築・改築・管理という役割が期待されているところである。 （２）～（３） （略） ２． （略）
３． 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ３－１ 水資源開発施設等の管理業務 ３－１－１～３－１－４ （略） <u>３－１－５ 海外調査等業務の適切な実施</u> <u>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第５条の規定に基づき、国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、関係者と相互に連携を図りながら協力し、海外の水資源案件のニーズ調査やマスタープラン策定、事業性調査、設計、入札支援・施工監理等の発注者支援、施設管理支援等を実施すること。</u> <u>さらに、当該事業を実施することにより得られた知見の国内業務へ</u>	３． 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ３－１ 水資源開発施設等の管理業務 ３－１－１～３－１－４ （略）

第4期中期目標（変更後）	第4期中期目標（変更前）
<u>の還元について、十分配慮すること。</u> 3－2 水資源開発施設等の建設業務 3－2－1 ダム等建設業務 （1）～（3） （略） <定量目標> （略） <指標> ・川上ダム建設事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（平成29年度見込実績：58.2%）（平成34年度までに事業完了） ・思川開発事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（平成29年度見込実績：49.2%）（平成36年度までに事業完了） ・<u>早明浦ダム再生事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（平成30年度新規）（平成40年度までに事業完了）</u> 〈目標水準の考え方〉～【難易度：高】 （略） 3－2－2 用水路等建設業務 （1） （略） <定量目標> （略） <指標> ・豊川用水二期事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（平成29年度見込実績：18.5%）（平成42年度までに事業完了） ・<u>愛知用水三好支線水路緊急対策事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（平成30年度新規）（平成34年度までに事業完了）</u>	3－2 水資源開発施設等の建設業務 3－2－1 ダム等建設業務 （1）～（3） （略） <定量目標> （略） <指標> ・川上ダム建設事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（平成29年度見込実績：58.2%）（平成34年度までに事業完了） ・思川開発事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（平成29年度見込実績：49.2%）（平成36年度までに事業完了） 〈目標水準の考え方〉～【難易度：高】 （略） 3－2－2 用水路等建設業務 （1） （略） <定量目標> （略） <指標> ・豊川用水二期事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（平成29年度見込実績：18.5%）（平成42年度までに事業完了）

第4期中期目標（変更後）	第4期中期目標（変更前）
4.～5. （略） 6. その他業務運営に関する重要事項 6－1 内部統制の充実・強化 理事長のリーダーシップの下、「4. 業務運営の効率化に関する事項」及び「5. 財務内容の改善に関する事項」に関する取組等を実施することに加え、適切なリスク管理や<u>文書紛失防止等の法人文書管理の徹底など</u>法令等の遵守等の取組を実施することにより、内部統制システムの向上に努め、自主的・戦略的な業務運営及び適切なガバナンスを行うこと。 また、「サイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有する個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進すること。 6－2～6－5 （略）	4.～5. （略） 6. その他業務運営に関する重要事項 6－1 内部統制の充実・強化 理事長のリーダーシップの下、「4. 業務運営の効率化に関する事項」及び「5. 財務内容の改善に関する事項」に関する取組等を実施することに加え、適切なリスク管理や法令等の遵守等の取組を実施することにより、内部統制システムの向上に努め、自主的・戦略的な業務運営及び適切なガバナンスを行うこと。 また、「サイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有する個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進すること。 6－2～6－5 （略）

都市再生機構 第三期中期目標 新旧対照表

第三期中期目標（新）	第三期中期目標（旧）
1 はじめに 2 機構の基本目標 I （略） II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 国際競争力強化のための都市部の社会基盤整備、都市拠点の更新及び再構築、地方都市等のコンパクトシティの実現、都市の防災力の向上及び防災上危険な密集市街地の整備改善、<u>都市開発の海外展開</u>等の課題については、大規模で長期間を要することや、権利関係が輻輳し調整が難しいなど、地方公共団体や民間事業者のみでは対応することが困難な状況にある。 このため、次に掲げる政策の実現に向け、大都市・地方都市を通じて、民間事業者が行う都市再生事業の支援、地方公共団体のまちづくり支援・補完を行い、都市再生の実現を図るとともに、<u>海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図ること。</u> 事業の実施に当たっては、地方公共団体、民間事業者との適切な役割分担を図るとともに、民間との連携手法を多様化することにより、民間支援を強化すること。併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図ること。 （１）～（５） （略） <u>（６）都市開発の海外展開支援</u> <u>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の</u>	1 はじめに 2 機構の基本目標 I （略） II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 政策的意義の高い都市再生の推進 国際競争力強化のための都市部の社会基盤整備、都市拠点の更新及び再構築、地方都市等のコンパクトシティの実現、都市の防災力の向上及び防災上危険な密集市街地の整備改善等の課題については、大規模で長期間を要することや、権利関係が輻輳し調整が難しいなど、地方公共団体や民間事業者のみでは対応することが困難な状況にある。 このため、次に掲げる政策の実現に向け、大都市・地方都市を通じて、民間事業者が行う都市再生事業の支援、地方公共団体のまちづくり支援・補完を行い、都市再生の実現を図ること。 事業の実施に当たっては、地方公共団体、民間事業者との適切な役割分担を図るとともに、民間との連携手法を多様化することにより、民間支援を強化すること。併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図ること。 （１）～（５） （略） （新設）

<u>成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成 30 年法律第 40 号）第 6 条の規定に基づき、国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、我が国事業者や関係府省、関係公的機関と相互に連携を図りながら、民間事業者単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープラン策定を行うなど、海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入に資する調査、調整及び技術の提供を行うこと。</u> 2 ～ 4 （略） 5 業務遂行に当たっての取組 （１）～（４）（略） （削る） （５）（略） Ⅲ～Ⅴ（略）	2 ～ 4 （略） 5 業務遂行に当たっての取組 （１）～（４）（略） （５）<u>都市開発の海外展開支援</u> <u>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、官民が連携して進める都市開発の海外展開に必要な技術等の支援を行うこと。</u> （６）（略） Ⅲ～Ⅴ（略）
---	--

独立行政法人住宅金融支援機構 第3期中期目標 新旧対比表（案）

第3期中期目標（改正案）	第3期中期目標（現行）
1. 政策体系における法人の位置付け及び役割 （略） さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）においても、「既存住宅流通・リフォーム市場の活性化」や地方創生に向けた取組を推進することと<u>されている。また、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）及び同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、調査、研究等を行うこととされている。</u>これらの政策の実現に向けた機構による取組や貢献も期待されているところである。 このため、機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、自主的かつ自律的な経営のもと、国の政策実施機関としての機能の最大化を図ることを目標とする。 3.（1）証券化支援事業 ⑨ <u>証券化支援事業等</u>を通じて得た知見を活用し、国内外の機関との情報交換や支援に努めること。 ⑩ <u>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する</u>	1. 政策体系における法人の位置付け及び役割 （略） さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）においても、「既存住宅流通・リフォーム市場の活性化」や地方創生に向けた取組を推進することと<u>されており、</u>これらの政策の実現に向けた機構による取組や貢献も期待されているところである。 このため、機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、自主的かつ自律的な経営のもと、国の政策実施機関としての機能の最大化を図ることを目標とする。 3.（1）証券化支援事業 ⑨ <u>証券化支援事業</u>を通じて得た知見を活用し、国内外の機関との情報交換や支援に努めること。 （新設）

第3期中期目標（改正案）	第3期中期目標（現行）
<u>法律第7条の規定に基づき、国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、関係府省や関係公的機関と相互に連携を図りながら、住宅融資の審査方法やリスク管理の提案、融資対象住宅の技術基準の提案等、外国政府の住宅金融制度の構築等を支援するためのコンサルティング業務等を行うこと。</u> (削る。)	3. (3) 住宅資金融通等事業 ⑩ <u>住宅資金融通等事業を通じて得た知見を活用し、国内外の機関との情報交換や支援に努めること。</u>